

第3編 基本計画

第1章 森林・林業の現状と施策展開

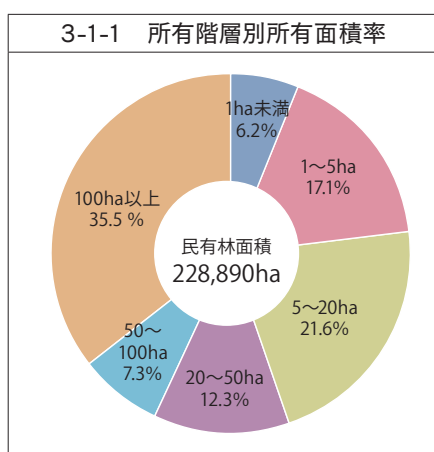
1 森林・林業の再生

(1) 持続経営可能な森林づくり

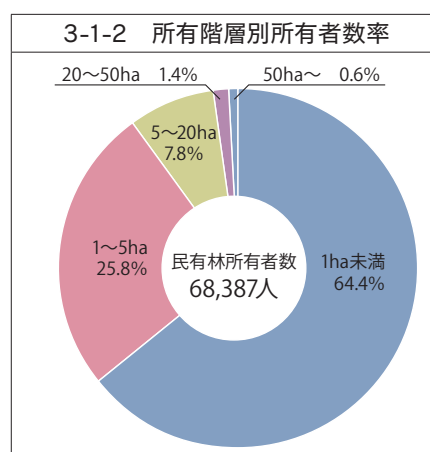
〔8つの施策〕

ア 現状・課題

- 木材価格が長期的に低迷する中で森林所有者等の林業経営意欲は低下し、現在も持続的な経営が行われていない状況です。
- 森林所有者の確認や境界の明確化には多大な時間と負担を要することなどから、林業経営に必要な森林経営計画の作成面積は低位です。
- 民有林では、5 ha以下の所有者が90%を占めるなど、森林の所有規模は小さく、不在村森林所有者^{※1}も25%で増加傾向にあります。
- 伐採の先送りから植林は減少し、民有人工林の林齢構成は41年生以上が全体面積の80%を占めるなど、**齢級**^{※2}分布には極端な偏りがみられます。
- 経営が行われず放置されている森林では、手入れの遅れ、境界の不明確化が進んでいます。
- 野生獣類の生息数の増加や生息範囲の拡大等により、幼齢木の食害や高齢木の剥皮被害が増加し、森林所有者の林業経営意欲を減退させています。



(資料 群馬県：林政課業務資料)



(資料 群馬県：林政課業務資料)

イ 総括

- 持続経営可能な森林づくりを進めるためには、森林経営計画の作成は不可欠であり、森林所有者や林業事業者による作成を推進する必要があります。

- 皆伐、再造林の推進に向け、苗木の安定供給や野生獣類による林業被害への対策等を強化する必要があります。

📌 施策展開

収益が確保される林業経営を実現します。

〈重点取組〉

- ◇森林所有者や林業事業者を対象に、森林経営計画作成セミナー等を開催し、収益が確保される林業経営を提案することにより、林業経営への参入を促進します。
- ◇森林経営計画の作成にあたっては、制度の説明から、関係者の合意形成、計画書を作成し認定を受けるまできめ細かな支援を行います。
- ◇森林認証^{※3}の取得を支援します。
- ◇利用間伐に対する支援を通して、A材からD材までの搬出利用を促進します。
- ◇再造林・育林及び獣害防除対策を支援することにより皆伐施業を促進します。
- ◇年間素材生産量40万m³の達成に向け、年間2,000haの利用間伐と300haの皆伐を推進します。
- ◇境界が不明で間伐等が進まない森林の境界明確化を支援します。
- ◇優良な種子の確保に努めます。(少花粉スギ、ヒノキ、カラマツ、コナラ等)
- ◇コンテナ苗木^{※4}の生産施設等の整備を支援します。
- ◇採種園の造成を目指し、初期成長の良い少花粉スギを選抜します。
- ◇野生獣類による林業被害等の軽減を図るため、被害地域、市町村、関係機関等との連携を強化し、捕獲等を推進します。
- ◇ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマ等による林業被害を防止するため、忌避剤^{※5}塗布や被害防止テープ等の巻き付け、侵入防止柵の設置などを推進し、森林所有者の林業経営を支援します。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成31年)	備考
森林経営計画面積(千ha)	0	14	68	平成22年の森林施業計画面積77千ha
森林経営計画区域での利用間伐面積(ha/年)	(828)	456	2,000	現状: 民有林での利用間伐面積
野生獣類による林業被害(百万円)	321	414	平成26年の2割減	

◆具体的施策

①森林経営計画の作成促進

- ・計画的に集約化施策を行うため、森林所有者及び林業事業者を対象に、森林経営計画作成セミナーを開催するとともに、森林資源情報の提供や関係者の合意形成を支援すること等により、森林経営計画の作成を促進します。
- ・森林経営計画の実効性を確保するため、計画の作成に当たっては、提案型集約化施策^{※6}と一体的に推進します。
- ・森林経営計画の作成は、森林施業プランナー^{※7}を中心に、各環境森林事務所・森林事務所の専任職員と連携して作成する体制を構築します。
- ・専任職員は、地域の森林経営計画から生産情報等を把握し、森林組合、市町村及び林業関係者と連携や調整を図り、計画的な森林資源の利用を推進します。
- ・森林経営計画の作成や施業の実施が困難な森林所有者が³、森林組合等の意欲と能力を有する者へ、長期的な施業・経営の委託を行う仕組みづくりを推進します。
- ・持続可能な森林経営を推進するため、FSC(森林管理協議会)^{※8}、SGEC(緑の循環認証会議)^{※9}等の森林認証の取得を支援します。



写真：森林経営計画説明会

②利用間伐及び皆伐、再造林の推進

- ・森林整備は、森林経営計画に基づく利用間伐を重点的に支援し、A材からD材までの搬出利用を促進します。
- ・年間素材生産量40万 m^3 の達成に向け、年間2,000haの利用間伐と300haの皆伐を推進します。
- ・将来の森林資源の循環利用を確保するため、皆伐、再造林を計画的に推進します。
- ・低コストな造林・育林システムや森林獣害対策を推進し、皆伐、再造林を実施しやすい体制を整備します。
- ・森林整備を推進するため、森林境界の明確化を支援します。
- ・短期間での用材生産を可能にするための育林技術について、調査・研究に取り組みます。



写真：皆伐後の再造林



写真：コンテナ苗木(スギ)の生産

③苗木の生産供給体制整備

- ・少花粉スギ、ヒノキ、カラマツ及びコナラ等の優良な種子の確保に努めます。

- ・皆伐の増加に対応するため、再造林に必要な苗木の安定供給ができる体制を整備します。
- ・低コストな造林を推進するため、コンテナ苗木の生産施設等の整備を支援します。
- ・低コストな保育を行うために、初期成長の早い少花粉スギを用いた採種園を造成します。

④森林獣害対策の推進

- ・ニホンジカの食害、ツキノワグマによる剥皮被害等のある地域においては、**適正管理計画**^{※10}などとの整合性を保ちつつ、被害地域、市町村、関係機関等との連携を強化し、捕獲等を推進します。
- ・ニホンジカ等の林業被害を防止するため、林業者による森林内での捕獲を支援します。
- ・ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマ等による林業被害を防止するため、忌避剤塗布や被害防止テープ等の巻き付け、侵入防止柵の設置などを推進し、森林所有者の林業経営を支援します。
- ・多様な森林づくりによって野生獣類の生息環境を確保し、里山の被害軽減を図ります。
- ・鳥獣保護区の区域内及び周辺地域において、ニホンジカ及びイノシシの生息数増加による林業被害等が顕著な場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）への移行を図り、狩猟による捕獲圧を高めます。
- ・ニホンジカやツキノワグマの行動生態を把握し、新たな器具の開発等による効果的な捕獲・防除技術の調査・研究及び開発に取り組みます。



写真：獣害防止帯の巻き付け



写真：獣害防止ネットの巻き付け



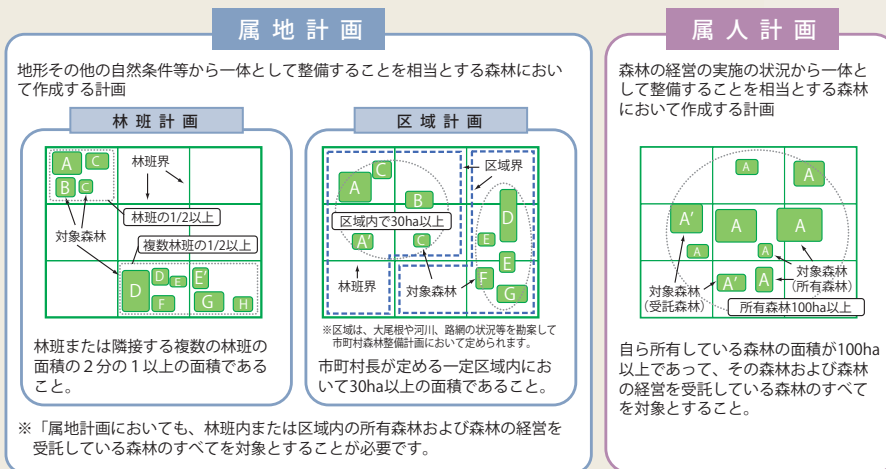
COLUMN [コラム] 森林経営計画

森林経営計画制度とは、「森林所有者」または「森林の経営の委託を受けた者」が、一体的なまとまりのある森林を対象に、単独または共同で森林の施業や保護、路網整備等に関する5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受ける制度です。

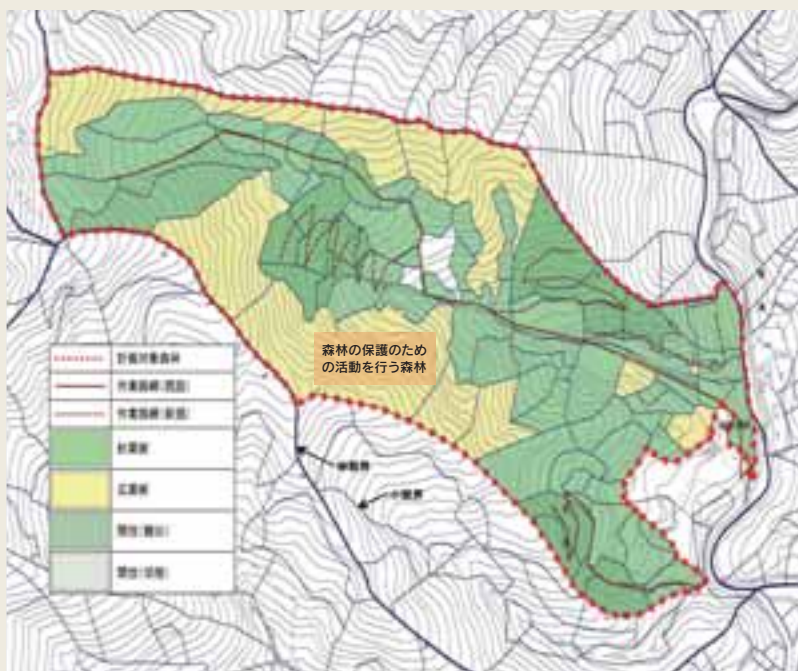
一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画を作成すると、さまざまな支援措置を受けることができ、費用負担を減らして、計画的に森林の手入れを進めることができます。

【森林経営計画の種類】



◇林班計画の例





『用語の解説』

※1：【不在村森林所有者】

所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人。

※2：【齢級】

林齢を5年単位で区分したもの。Ⅰ齢級は1～5年生、Ⅱ齢級は6～10年生、以下、Ⅲ齢級、Ⅳ齢級と数える。

※3：【森林認証】

独立した第三者機関が、一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品（認証材）へラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取組。

※4：【コンテナ苗木】

筒状の細長い特殊な形をした容器を複数備えたコンテナで育成した苗木。ポット苗に比べて小型で軽量。活着率が良く、植穴も小さくて済み、造林コストを減らすことが可能。

※5：【忌避剤】

有害な動物が嫌う味や臭いを使って近寄らないようにする薬品。

※6：【提案型集約化施業】

森林所有者に対して、森林施業の内容や収支計画を示した施業プランを提示し、複数の森林所有者の隣接する林地をとりまとめ、集約的に実施する森林施業の方法。

※7：【森林施業プランナー】

集約化施業を推進し、森林所有者の合意形成を図って森林経営計画の作成に中心的・直接的に携わる技術者。主に、森林組合職員。

※8：【FSC（森林管理協議会）】

Forest Stewardship Councilの略。世界規模で森林認証を行う非営利の国際NGO。世界自然保護基金(WWF)を中心として1993年に発足。本部はドイツのボン。

※9：【SGEC（緑の循環認証会議）】

Sustainable Green Ecosystem Councilの略。日本独自の森林認証制度を行う機関。国内の林業団体・環境NGOなどにより平成15年(2003)に発足。人工林の比率が高く、零細・小規模所有者が多いといった日本の実情に即した森林および林産物の認証を行っている。

※10：【適正管理計画】

ニホンジカ適正管理計画、ツキノワグマ適正管理計画等。個体数の調整、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に行い、ニホンジカ及びツキノワグマ等を適正に管理していくための計画。